

子育て支援パスポート利用促進事業委託業務の企画提案に係る質問への回答

このことについて、次のとおり疑義書が提出されましたので、回答します。

令和7年6月19日
徳島県子ども未来部子育て応援課

No.	質問	回答
1	<p>仕様書の「4業務内容」にあります「(2)資材の作成」についてお教えてください。 「ア」「イ」「ウ」の3つの項目について、使用する「紙の種類」「紙の厚さ」「表面へのPP加工の有無やその種類」について、ご指定があれば、もしくは前回の発注時の仕様が分かればお教えいただけますか。 「ウ」については、角を丸くする加工が必要であればその旨もお知らせください。</p>	<p>「紙の種類」「紙の厚さ」「表面へのPP加工の有無やその種類」「角を丸くする加工の有無」について、特に指定はありません。現行の資材を参考に自由に提案していただいて構いません。</p>
2	<p>仕様書の「5要求水準」についてお教えてください。 (4)の「エ 子育て世帯向け設備のある店舗数」について、昨年度は485件で、今年度は550件以上、つまり65件以上が目標値になると思います。一方で、「オ」の新規協賛店舗数の目標値は50件以上であり、「エ」の65件以上と15件の差があるようです。 これは、既存協賛店にリサーチをするなどして、新規・既存も含めて「エ」を65件以上にするという認識であっておりますか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 子育て世帯向け設備を設けていない既存の協賛店舗が、子育て世帯向け設備を設けた場合も含んだ目標件数になります。</p>
3	<p>「エ 子育て世帯向け設備のある店舗数」についてお教えてください。 ここで指す「設備」とは、【子ども用メニューがある、子ども用食器がある、子ども用いすがある、子ども用トイレがある、キッズ遊びスペースがある、おむつ替えスペースがある、授乳スペースがある、バリアフリー、お湯の提供、座敷がある、禁煙、分煙】のいずれかに当てはまる場合のみがカウント対象となりますか？ 例えばですが、整体院で「スタッフによる無料託児あり」・飲食店で「階段に安全柵がある」「持ち込み離乳食温めサービス」といった新規協賛店があった場合、文章にそういった特徴を記載するのはもちろんですが、「エ」にもカウントすることはできるのでしょうか？</p>	<p>子育て世帯向け設備のある店舗数のカウント方法について、基本的に6項目【子ども用食器がある、子ども用いすがある、子ども用トイレがある、キッズ遊びスペースがある、おむつ替えスペースがある、授乳スペースがある】のいずれかに当てはまる場合がカウント対象となります。 御質問にあるような上記6項目以外の設備についても、上記6項目と類似する設備であれば、県と協議の上、カウント対象とすることは可能と考えております。</p>